

交通指導取締用自動二輪車乗務員訓練要綱の制定について

(平成28年4月1日例規交指ほか第6号)

この度、別添のとおり「交通指導取締用自動二輪車乗務員訓練要綱」を定め、平成28年4月1日から施行することとしたので、その効果的な運用に努められたい。

なお、警察署交通指導取締用自動二輪車乗務員訓練要綱の制定について（平成14年例規交指ほか第25号）は、平成28年3月31日限り廃止する。

別添

交通指導用自動二輪車乗務員訓練要綱

第1 趣旨

この要綱は、県本部交通機動隊（以下「交通機動隊」という。）及び署に配備された交通指導取締用自動二輪車（以下「白バイ」という。）の乗務員の訓練を効果的に行うために必要な事項を定めるものとする。

第2 白バイ乗務員訓練

1 訓練の種別

(1) 隊員訓練 交通機動隊員を対象に実施する訓練で次に掲げるもの

ア 新隊員訓練 新たに白バイ乗務員に指定された者を対象とした基本訓練及び応用訓練

イ 現隊員訓練 白バイ乗務員を対象とした運転技能及び取締技術の向上等を図る訓練

(2) 白バイ乗務員養成訓練 署の白バイ乗務員を養成する訓練

(3) 定期技能訓練 署の白バイ乗務員を対象とした基本訓練及び応用訓練

(4) 特別訓練 署の白バイ乗務員を対象に実施する前記(2)及び(3)以外の訓練

2 実施要領

省略

第3 訓練指導要領

この要綱に基づく訓練の指導要領の細目は、交通機動隊長及び交通指導課長が別に定める。